

【執筆及び分担】（本書構成別・敬称略）

〔序章〕

藤重 深雪	豊後高田市教育委員会	第 1 節、第 2 節 1、第 3 節 6
飯沼 賢司	別府大学文化財研究所	第 3 節 1-5

〔第 I 部〕

飯沼 賢司	別府大学文化財研究所	第 1 章第 1 節、第 2 節 (1)、第 2 節 (2) I - III、 第 2 節 (3) I、II、第 4 節 3
櫻井 成昭	大分県立歴史博物館	第 1 章第 2 節 (3) II
岩男 真吾	豊後高田市教育委員会	第 1 章第 2 節 (3) IV
千田 昇	大分大学教育福祉科学部	第 1 章第 3 節 1
川野田 實夫	大分大学教育福祉科学部	第 1 章第 3 節 2
生野 喜和人	大分県自然環境学術調査会	
小田 毅	別府大学	第 1 章第 3 節 3
瀬口 三樹弘	大分県自然環境学術調査会	
足立 高行	応用生態技術研究所	第 1 章第 3 節 4
西垣 肇	大分大学教育福祉科学部	第 1 章第 3 節 5
伊東 龍一	熊本大学大学院自然科学研究科	第 1 章第 4 節 1
段上 達雄	別府大学文化財研究所	第 1 章第 4 節 2
中山 昭則	別府大学文化財研究所	第 1 章第 5 節
藤重 深雪	豊後高田市教育委員会	第 2 章

※本書の編集は別府大学後藤宗俊名誉教授、早稻田大学海老澤衷教授、九州大学服部英雄教授、別府大学飯沼賢司教授の指導のもと、豊後高田市教育委員会藤重・岩男・馬場で行なった。

※本書に掲載する写真は、各執筆者が撮影したものを使用し、図版については各執筆者及び大分県立歴史博物館より提供をうけた。

〔第 II 部〕

保存計画の策定については、NTC コンサルタンツ株式会社に委託し、豊後高田市教育委員会藤重・岩男・馬場が編集を行なった。

【調査協力者】

本調査では、本調査委員会の委員のほか別府大学大学院三谷紘平氏をはじめ地元の方々、その他田染荘にかかわる多くの方々に多大なるご協力をいただいた。ここに記して感謝いたします。

《参考文献》

- 松本幡郎・村田正文・今中啓喜（1984）：大分県北部の上部新生界の火山層序　Ⅰ．
宇佐・耶馬溪地域．熊本大学理学部紀要（地学）、13 巻、1-24.
- 松本幡郎・成重欽也（1985）：大分県国東半島の火山地質．熊本大学教養部紀要（自然科学）、
20 号、61-76.
- 大分県宇佐風土記の丘歴史民俗資料館（1987）：豊後国田染荘の調査Ⅱ付図．報告書第 6 集．
川野田実夫（1989）：山国川流域の水系と水質、山国川—自然・社会・教育—、大分大学教育
学部 41-50
- 志賀忠光・川野田実夫・小石哲史（1983）：国東半島陸水の水質、大野川—自然・社会・教育
—、大分大学教育学部 72-84
- 志賀忠光・川野田実夫（1977）：国東半島陸水の水質、大野川—自然・社会・教育—、大分大
学教育学部 62-82
- 日本化学会（1992）：陸水の化学、学会出版センター 80-84
- 小田毅・生野喜和人（1996）：夷耶馬・鷲巣岳地域の森林植生、
大分県植物誌刊行会（1985）：新版　大分県植物誌
- 大分県自然環境学術調査会野生生物専門部会（2002）：レッドデータブックおおいだ
小田毅・生野喜和人・瀬口三樹弘（2009）：国東半島岩峰域の植生と特徴的な植物
川西博（1994）：大分県の気象探訪
- 日比伸子・山本知己（1997）：ため池の水生昆虫
- 安田喜憲（1980）：「環境考古学事始　NHK ブックス 365」
- 宇田川武俊（2000）：「農山村と生物多様性」
- 倉品治男他（2007）：「大分県のトンボ」九州トンボ談話会
- 大分県（2009）：「国東半島県立自然公園　自然環境学術調査報告書」
- 足立高行・荒井秋晴・桑原佳子（2007）：夏緑林におけるテンの食性の地域差—北部九州
と関東周辺—
- 日本動物学会・日本植物学会・日本生態学会九州支部（地区）合同大会講演要旨集：28
荒井秋晴・足立高行・桑原佳子ほか（2008）：森林環境評価のための指標種としてのテン
Martes melampus の役割
- 「水源地生態研究会議　森林生態研究委員会」10 周年記念報告
- 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館「国東半島の石工 1」（1983）
- 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館「豊後国田染荘の調査」（1986）
- 秋津元輝（2006）：「農村景観の多様性を守るため」「農業と経済 72-6」42-51 頁．
栗野宏（2007）：「鉄道開通と登山観光によって形成された吾妻連峰および板谷峠周辺の文
化的景観について」「山形大学紀要：人文科学 Vol. 16」1-9 頁
- 石井進（1995）：「中世のムラ　景観は語りかける」156 頁

- 井上典子（2002）：「ランドスケープデザインにおける文化的景観の新しい手法」「ランドスケープ研究：日本造園学会誌 Vol. 66」 7-10 頁
- 今里悟之（2006）：「農村・漁村の＜空間分類＞」 19 頁
- 垣内恵美子・西村幸夫（2004）：「CVM を用いた文化資本の定量的評価の試み-世界遺産富山県五箇山合掌造り集落の事例-」「本都市計画学会都市計画論文集 Vol. 39」 5-24 頁
- 神吉紀世子（2005）：「自然と人工の織りなす農山漁村の文化的景観」「築雑誌 Vol. 120」 6-37 頁
- 佐々木邦博（1997）：「文化的景観の保全（平成 8 年度日本造園学会全国大会分科会報告）」「ランドスケープ研究：日本造園学会誌 Vol. 60」 63-270 頁
- 田野倉直子・横張真・山本勝利・加藤好武（1999）：「地元住民による水田景観の認知構造（平成 11 年度 日本造園学会研究発表論文集（17））」「ランドスケープ研究：日本造園学会誌 Vol. 62」 727-732 頁
- 中村貴子（2006）：「農業・農地保全と文化的景観保全」「農業と経済 72-6」 32-41 頁.
- 平沢毅（2005）：「文化財保護法の一部改正について：国民生活に身近な文化財を保護するための制度の整備」「都市計画 Vol. 54」 66-67 頁
- 水野和浩・栗田和弥・麻生恵（1999）：「農村地域における景観の変遷に関する基礎的研究」「ランドスケープ研究：日本造園学会誌 Vol. 62」 715-719 頁
- 本中眞（2007）：「「石見銀山遺跡とその文化的景観」の評価・審査をめぐって」「月刊文化財No.529」
- 本中眞・佐々木邦博・麻生恵（2001）「名勝「姨捨（田毎の月）」の文化的景観とその保存手法」「ランドスケープ研究：日本造園学会誌 Vol. 64」 475-478 頁

第Ⅱ部文化的景觀保存計畫

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第1章 基本方針

第1節 田染荘小崎の現状

田染荘小崎は、烏帽子岳や小崎川、周辺に点在する岩峰など自然豊かで、中世より受け継がれてきた農村の美しい景観を有している区域である。

しかし、近年はほ場整備等により機械化による生産性の向上が図られる一方で、農業の低迷、農業後継者不足、就農者の高齢化といった問題が顕著化している。そのような中、本地域は、地域景観の文化的価値をいち早く認識し、ほ場整備を行なわず住民を中心にその保全、継承のための活動を行なってきた地域である。

本地域の文化的景観は、1981年から1986年にかけて、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館（現大分県立歴史博物館）によって、初めて「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」（以下「荘園村落遺跡調査」という）が実施された地域であり、その農村景観は「中世のムラ」を連想させる貴重な景観と評価されている。特に、自然の地形を巧みに利用した水田の地割りや農業用水の水利システム、台菌集落の地割りや現存する屋号など、歴史的価値が高いとされている。

その後、1990年秋には、豊後高田市教育委員会が第1回文化探訪フォーラム「田染荘～仏の里の歴史と将来を語る～」を開催し、その景観の保存を模索し始めた。翌年には、東京の早稲田大学と豊後高田市で開催したシンポジウム「中世のムラと現代」によってその価値が認められている。

一方同時期の1992年には世界遺産の新概念として「文化的景観（Cultural Landscape）」が導入され、日本でも2004年春に文化財保護法が改訂、2005年に施行され、新しい文化財概念として「文化的景観」が登場し、景観法（2004年整備）と併せて「重要文化的景観」の選定が始まった。しかし、本地域では法指定以前の2000年からその価値を認識し、文化的景観を保全するため農林水産省の補助事業である「田園空間整備事業」を導入し、いち早くその景観の保全と農業維持のための施設整備（水路、農道等）に取り組み、地域住民と一体となった保全活動を行なっている。

このように本地域は、1992年の世界遺産の新概念が登場する以前、つまり、1981年の調査時点から、「荘園村落遺跡調査」としてその景観の調査が実施され評価されたことは、国内でも最も早く「重要文化的景観」の保全に取り組んできたことを意味するものである。

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第2節 文化的景観の保全に関する基本方針

① 地割りに沿った土地利用の継続

田染荘小崎の文化的景観を構成する要素は、昔から受け継がれ変化していない農地並びに集落の地割りがあある。特に、農地においては、自然の地形を利用した水田、その水田に伴う道路、水路、かんがいシステムなどにその価値が見出される。

伝統的な農業、農村の景観的特性を保全し、後世へ継承するために、その土地利用を継続していくものとする。

② 水田の開発、集落の歴史的変遷を伝える景観構成要素の保存と管理

田染荘小崎は、絵図に示される水田の地割りや史料に示される集落の屋号などを始め、社寺や石造物、伝統・文化・風習などを現在に伝える荘園村落としての開発の歴史や変遷を示す景観構成要素の保存・管理を行っていく。

③ 自然環境の保全

本地域には、独特の景観を有する岩峰や多様な動植物の生息が確認されている。美しい農村景観はこれらの自然が保全されて始めて、その美しさを訪れる人々に提供することが可能となる。自然を守ることで本地区の景観を維持し、後世に伝えていくものとする。

④ 地域活性化へ向けた新たな住民活動と活性化の実現

本地域の文化財的価値を多くの人々に伝え継承していくためには、農業を継続し、地域を活性化させそこに人々が集うよう取り組んでいく必要がある。常に新しい視点から、地域内外の住民活動を活発化させ、地域の活性化に取り組んでいく。

⑤ 運営体制の整備

上記の各種方針の実現に向け、地区住民、地区外住民、行政、専門家等が一体となって取り組む体制を整備する。

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第2章 土地利用の方針

田染荘小崎の文化的景観の保存は、現在の水田及び集落の地割りを継続した、土地利用を行なっていくことを基本とする。このため、農地景観区域、集落景観区域、山岳景観区域に区分し、その保存管理方針を示し、所有者並びに関係者が協力してこれに努めることとする。

第1節 農地景観区域

本地区の農地（水田）は、不整形であるが美しい曲線をなし、荘園時代から受け継がれた形状を有している。それに伴い、水路（用排兼用水路）や農道は同じ曲線を有し、また、水利システムも昔から受け継がれた田越しかんがいシステムが残されている。また、田園空間整備事業により、その形状を残しつつ現在の営農に必要な最小限の整備を景観に配慮しつつ行なわれている。

今後、中世から受け継がれてきた農地や水路、道路の形状、水利システムを継承していくことを基本とする。

農地景観の特徴	保存管理の方針
・自然の地形に沿って形成された水田はその開発の歴史を示しているとされる。 ・水源から各ほ場へは、その高低差を利用した水路（用排兼用水路）があり、田越しかんがいなど昔ながらの水利システムが現存する。 ・転作などにより一部作付けが行なわれていないほ場があるが、山間部の谷地帯にも、まとまりがある水田が残されている。 ・水路並びに農道は農業を継続しやすい整備がなされている。	【水 田】 ・現状のかんがいシステムを維持した水田耕作の継続を図る。 ・水田耕作を基本として、基本的には新たな畦畔をいれないこととし、現状の水田形状を保存するように努める。 【水 路】 ・田園空間整備事業により整備された水路などの維持管理を行い、現状地形の保存を図る。 ・周辺の草刈、堆積した土砂の排除等の管理を行なう。 【農 道】 ・農道の位置は、変えないことを基本とする。

第Ⅱ部 文化的景観保存計画



【夕日岩屋から小崎地区を望む】

美しく、なぜか懐かしい曲線を有する農地。
今後もこれまで同様に、水田、農道、水路で構
成されるこの景観を保全していく。



水田



農道・水路



井堰（フロノモトイゼ）



田越しかんがい施設（整備後）

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第2節 集落景観区域

中世からの良好な集落景観を残す代表的な台菌集落は、荘園時代からの屋号が現在も受け継がれており、水田と同様に敷地の形状（地割り）が文化的価値並びに景観を構成する要素となっている。今後も、その敷地の形状を継承していくことを基本とする。

集落景観区域の特徴	保存管理の方針
・史料に示される屋号が現在も受け継がれている。 ・土塁や道等により屋敷地の形状が示されている。 ・各屋敷の敷地内に、屋敷神が祀られている。	【屋敷地】 ・基本的に、現在の地割りを継続するとともに、地割りを壊すような造成等を行なわないよう努める。 ・石垣、垣根を撤去した場合には、景観に配慮した工作物や植生（垣根）によってその境界の復元を図る。 ・家屋の増改築や新築等を行なう際には、景観に配慮するよう努める。 ・木造家屋の防災管理に努める。 【道】 ・村絵図に示されている道の維持管理に努める。 【土塁】 ・屋敷地の形状を構成している土塁の維持に努める。 【屋敷神】 ・位置の保存等適切な維持管理を行なう。

第Ⅱ部 文化的景観保存計画



図 集落の地名（地元聞き取りによる）

（現在も昔からの地名が残されている台菌集落）

第3節 山岳景観区域

山岳地帯には、岩峰が点在し、地域特有の植生も見られる。また、昔、燃料や食料といった生活に密接に結びついた資源の供給源だった里山も現存している。今後は、山林の形状や植生、里山の保全・復元をはかり、現在の景観を継承していく。

山岳景観区域の特徴	保存管理の方針
・岩峰が点在し、地域特有の自然景観を形成している。 ・現在でも信仰の対象である岩屋などがあり、石仏や木造仏が祀られている。 ・広葉樹林、イブキシモツケ-イワヒバ群落などの特徴ある植生を有している。	【岩 峰】 ・すばらしい奇岩の景観保全に努める。 ・現在も信仰の対象となっている岩屋周辺の環境整備に努める。 【森 林】 ・基本的に、大規模な開発、造成を行わない。 ・広範囲にわたる樹木の伐採を極力避ける。必要な場合は、同等の植栽を確保する目的で植林を行う。

第Ⅱ部 文化的景観保存計画



岩峰が点在する山岳景観



朝日岩屋



岩峰群のイブキシモツケーイワヒバ群落

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第3章 規制行為

第1節 土地利用規制法等による行為規制の一覧

文化的景観保存計画範囲には、景観法に基づく行為規制がすべての範囲に適用されるほか、自然公園法、森林法、道路法、河川法、砂防法、農地法並びに農業振興地域に関する法律、文化財保護法などによる行為規制が適用される土地が含まれる。

土地利用単位	法令等名称 (規制に係る地域区分)	制度の目的	広域性の内容(許可又は届出)
全域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び休暇を図る	・工作物の新築、改築又は増築 ・木材の伐採、鉱物の採掘、土石の採取 ・河川等の水位又は水量の増減 ・広告物その他の掲出若しくは設置、又は広告その他の工作物等への表示 ・高山植物その他の採取又は損傷 ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他の色彩変更
森林	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展を図る	・開発行為の許可 ・伐採及び伐採後の造林の届出 ・保安林における制限 ・保安林における択伐・間伐の届出等
道路	道路法	道路網の整備、交通の発展を図る	・道路占用の許可
河川	河川法	災害発生の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能維持及び河川環境の整備と保全	・流水及び土地の占用の許可 ・土石等の採取の許可 ・工作物の新築等の許可 ・土地の掘削等の許可 ・河川管理上支障を及ぼす行為の制限
谷筋	砂防法	治水、治山	・行為の制限の許可
田畑	農地法 農業振興地域に関する法律	農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用を図る	・農業振興地域及び農用地区域の指定 ・農用地区域内の開発行為の制限 ・農地等の利用転換の制限
全域	文化財保護法	文化財の適切な保護	・周知の埋蔵文化財包蔵地での開発行為(現状変更行為等)

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第2節 景観法に基づく景観計画による規制

重要文化的景観の選定申出を行なう前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要となる。このため、本市では、平成19年5月に景観行政団体となり、序章計画範囲図に示す範囲を景観法に基づく景観計画区域と定めた。「田染荘小崎景観計画」の策定及び「豊後高田市田染荘小崎景観づくり条例」（平成22年4月1日施行）の制定を行った。景観計画では、区域全体の景観保全の誘導と景観保全整備や活動の基本的考えを示すとともに、景観形成を適切にはかる仕組みとして、開発や建設などの既存景観を改変する行為に対して規制誘導の基準（景観形成基準）を示した。

景観計画に示された景観形成基準と届出が必要な行為及び届け出対象となる規模等については次ページ以降に示すとおりである。景観形成基準は、文化的景観保存計画の同じ範囲において定め、その内容は①共通事項、②建築物および屋敷地、③工作物、④土地の形質の変更（開発行為・土石の採取等を含む）、⑤木竹の伐採等、⑥屋外における物の堆積、の6つの項目に分かれている。また、景観形成基準は、本地区の歴史的景観並びに農村景観を継承するために必要な最低限の遵守事項を「基準」、地区の景観的特長を継承するために必要な条件で、他に有効な方法があれば代替えも可能とする「指針」に分けて定めている。

基本目標

「人々の暮らしを支え、景観を保全し後世に伝える。」

※営農を継続し、地区に暮らす人々の生活を支え、併せて、昔ながらの伝統、文化、風習を守り、育て、後世に継承していく

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な行為（景観法第16条第1項及び田染荘小崎景観計画による）

区 分		規 模 等
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	建築面積が10m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該変更に関わる面積の合計が10m ² を超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等
		擁壁、さく、塀等
		電線路等
		電柱等
		電圧器等の地上機器等
	自動販売機及びその附帯施設	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が10,000m ² 以上のもの（都市計画法第29条第2項）
土石の採取又は鉱物の掘採	土石の採取、鉱物の掘採	採取又は掘採に係わる部分の面積が300m ² を超えるもの又は当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土地の形質の変更	法面、擁壁、土地の造成等	変更にかかわる部分の面積が300m ² を超えるもの又は法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300m ² を超えるもの
屋外における物の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積する期間が90日を超えるものに限る。）	堆積の用に供される土地の面積が50m ² を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの

届出の適用除外行為（景観法第16条第7項及び田染荘小崎景観計画による届出行為等に関する条）

1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建築等	7 建築物の存する敷地内で行なう屋外における物の堆積で高さ1.5m以下又は面積が50m ² 以下の行為
2 仮設の工作物の建築等	8 農業又は林業を営む行為
3 農地・河川での土石の採取又は鉱物の掘採	但し、次のいずれかに該当するものは届出が必要
4 木竹の伐採で次に掲げるもの	・建築物の建築
・林業を営むために行なう木竹の伐採	・高さが5mを超え、又は築造面積が10m ² を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行なわれる木竹の伐採	・用排水施設（幅員が2.0m以下の用排水路を除く）又は、幅員が2.0mを超え、かつ面積が300m ² を超える農道若しくは林道の設置
・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採	・土地の開墾
・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採	9 非常災害のために必要な応急処置として行なう行為
・仮植下木竹の伐採	10 管理に関する行為
・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	
5 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行なう行為	
6 建築物の存する敷地内で行なう建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採以外の行為	

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第3節 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準

「田染荘小崎」では、農村景観を文化的景観としているため、そこに存在するすべてのものが景観を構成する大切な要素となる。

文化庁長官への滅失又はき損に係る届出の様態、現状変更等の届出の行為を、下記のとおりとし、現状変更等の届出の対象となる要素とその内容について、次のページで整理する。

○文化庁長官への届け出が必要な様態・行為

届出の種類	届出が必要な様態・行為	届出日
滅失	焼失、流出により物件が消失	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により物件の過半が破損	
現状変更等 (現状変更又は保存に影響を及ぼす行為)	物件の種別ごとに定める行為	現状変更しようとする日の30日前まで

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

	種 別		行 為	種 別	現状変更	滅失・き損
1	家屋	阿部武則邸 (かどの屋敷)	増改築・除却	主屋・蔵・馬屋・付属屋	○	○
2	水田		滅失・き損	良好な形で保存されている水田	—	○
3	里道・市道		滅失・き損	集落の区割りを構成する道	—	○
4	用排水路		滅失・き損	中世以来の良好な水田景観を支える水利システムとしての水路(マブを含む)	—	○
5	堰	赤迫イゼ	滅失・き損	中世からの位置が、文献で推定できる堰及び農村景観を形成する重要なもの	—	○
6		フロノモトイゼ	滅失・き損		—	○
7	土塁	延寿寺	改修・除却	延寿寺北東・北・西・南東・南	○	○
8		渡辺公明家の土塁	改修・除却	渡辺公明家北	○	○
9		富田澄彦家の土塁	改修・除却	富田澄彦家北	○	○
10	寺社・寺社跡・墓地等	長野観音寺跡	改修・移設・除却	石造物群、遺構等	○	○
11		間戸の金比羅	改修・移設・除却	金比羅等	○	○
12		雨引神社	改修・移設・除却	鳥居等	○	○
13		延寿寺	改修・移設・除却	石殿、石造物群	○	○
14		飯塚(田染家古墓)	改修・移設・除却	石造物群等	○	○
15	岩屋	朝日岩屋	改修・移設・除却	岩屋・仏像等	○	○
16		夕日岩屋	改修・移設・除却	岩屋・仏像等	○	○

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第4節 重要文化的景観の形成に重要な家屋

1 重要建物（重要文化的景観を形成する重要な家屋）の基本的考え方

「田染荘小崎」の文化的景観は、「荘園村落遺跡」として荘園時代に起源を持ち、受け継がれてきた特有の景観が評価の視点となっている。

そのため、主屋・蔵・馬屋・付属屋等からなる農家の変遷を残す家屋についても、その景観を構成する大切な要素となる。

重要建物（重要文化的景観を形成する重要な家屋）を特定するにあたっては、“田染荘小崎固有の意匠・構造を持ち、伝統的な居住形態を示す、まとまりとなって存在する主屋・蔵・馬屋・付属屋等からなる木造の農家建築”であることを条件とする。

なお、この重要文化的景観を形成する重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く）及び当該家屋の敷地の用に供される土地に対する固定資産税について、課税標準となるべき価格の2分の1の額を減額する。

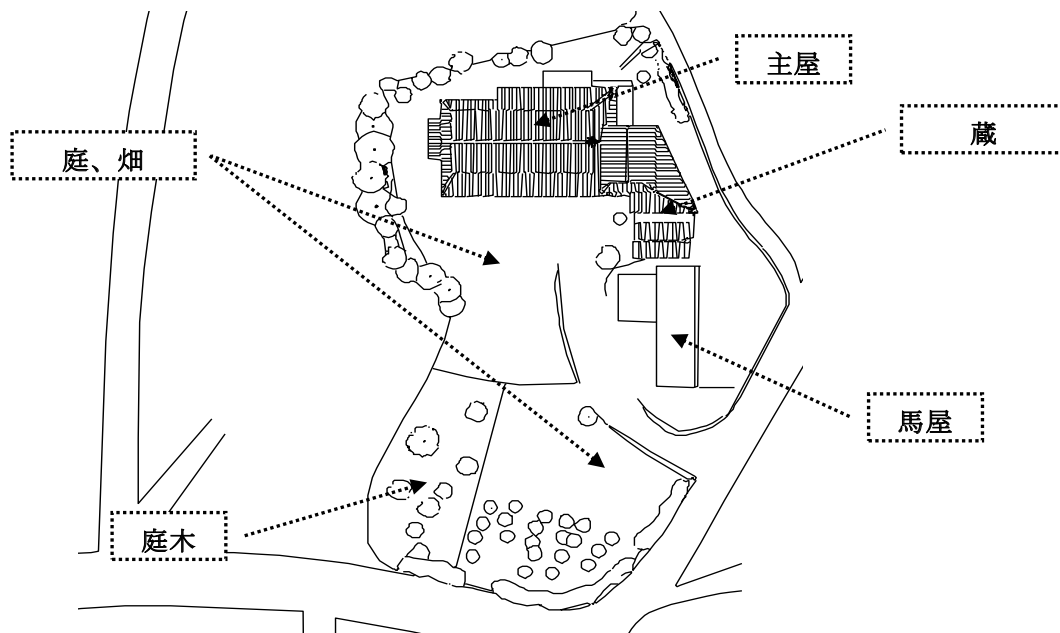


図 重要文化的景観の形成に重要な家屋の配置図

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

2 重要建物（重要文化的景観を形成する重要な家屋）の特定

文化庁長官への現状変更行為の届出が必要なものとして、景観的特性の観点から以下の物件を特定した。

種 別	家屋（主屋・蔵・馬屋・付属屋）
所有者又は管理者	阿部武則
所 在 地	大分県豊後高田市田染小崎2083番地
建 築 年 代	明治後期
構 造 及 び 形 式	和小屋瓦葺・切妻造平入
特 徴 ・ 評 価	台藺地区の中心部分に位置し、カドの屋敷とよばれている。 ■配置 主屋は、切妻造平入である。敷地の北側に位置し、東側には蔵。蔵の南には馬屋がある。敷地の西側には、いくつかの祠が残されている。敷地の南側は庭と畑で南端にはハナモモが、敷地全体には柿、松を中心に植えられている。 ■平面 玄関をドマに設けている。平面の表側には、ザシキ、ヒロマ、オク側にナンド、ナイショの四ツ間取で、表側には縁側が付く。 ■構造 主屋は、和小屋瓦葺きであるが、梁上に合掌尻の痕跡があり、当初は合掌を組む茅葺きであったことが明らかである。大黒柱には檜材を使用し、それ以外の柱には杉材が使用されている。 馬屋はネルベという粘土と石を混ぜた耐久性のある壁を使用している。また当初の屋根は茅葺きであった。 ■建立年代 二階が十分に発達していないということや、その釘に洋釘を使っていることから明治後期と考えられる。馬屋の建立年代は、聞き取り調査や形式から江戸時代まで遡るものと推測される。



第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第4章 保存・整備方針

第1節 現状変更等の届出が必要な要素

景観を構成する要素のうち、特に文化的景観を保全するうえで不可欠なものとして「現状変更等の届出が必要な要素」の特定を行なった。

特定するに当たっては、「田染荘小崎」の文化的景観の特性に則った要件を、それぞれの構成要素において種別ごとに整理を行なった。

【参考資料】

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について（通知）より抜粋（平成20年7月31日付文部科学省令第24号）

（1）文化的景観における重要な構成要素について（省令第1条関係）

ア 文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態・衣装等が独特又は典型的であると共に、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいうこと。（注1）

イ 棚田や茶畑、茅場や増林地、養殖場や漁港など、生活・生業の営みによって形成される土地利用の形態自体を文化的景観として捉えて選定の申し出を行なう場合には、文化的景観に直接的な影響を与える不動産の全てを重要な景観構成要素として位置づけ、文化的景観保存計画に記載すること。

（注1）重要文化的景観の選定の申し出に当たっては、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点を念頭において実施する文化的景観の保全に関する必要な調査において、学術的知見に基づき、当該文化的景観の価値を評価する上で必要な構成要素を正確に特定し、これにより文化的景観保存計画において当該文化的景観の位置及び範囲、アに基づく重要な構成要素を適切に設定すること。

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（家屋）の要件

届出が必要な要素となる家屋の特定は、建物固有の特性面から下記の基準を設定し、基準を満たすもののうち、建物登記簿又は課税台帳等により住所・構造・面積・所有者等が特定でき、当該家屋の所有者等の同意が得られるものを対象とする。

《届出が必要な家屋を特定する基準》

- ・敷地内の配置が以下の配置となっているもの

敷地の北側に主屋、南側に畑もしくは庭、入口に馬屋（粘土と石を混ぜて造る「ネルベ」と呼ばれる壁）が配置され、他に付属屋として蔵を設けていること。
周囲に柿、松などの庭木が配置されていること。

【届出が必要な要素】

◆阿部武則邸 邸（重要文化的景観の形成に重要な家屋）

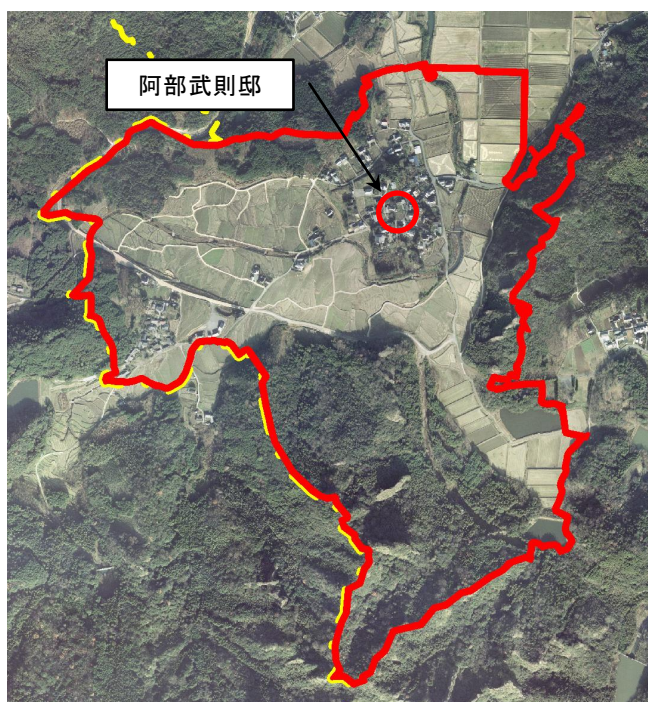


図 届出が必要な要素（家屋）

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（水田）の要件

荘園時代から受け継がれた形状を有している水田（水田には畦、農道が含まれる。）

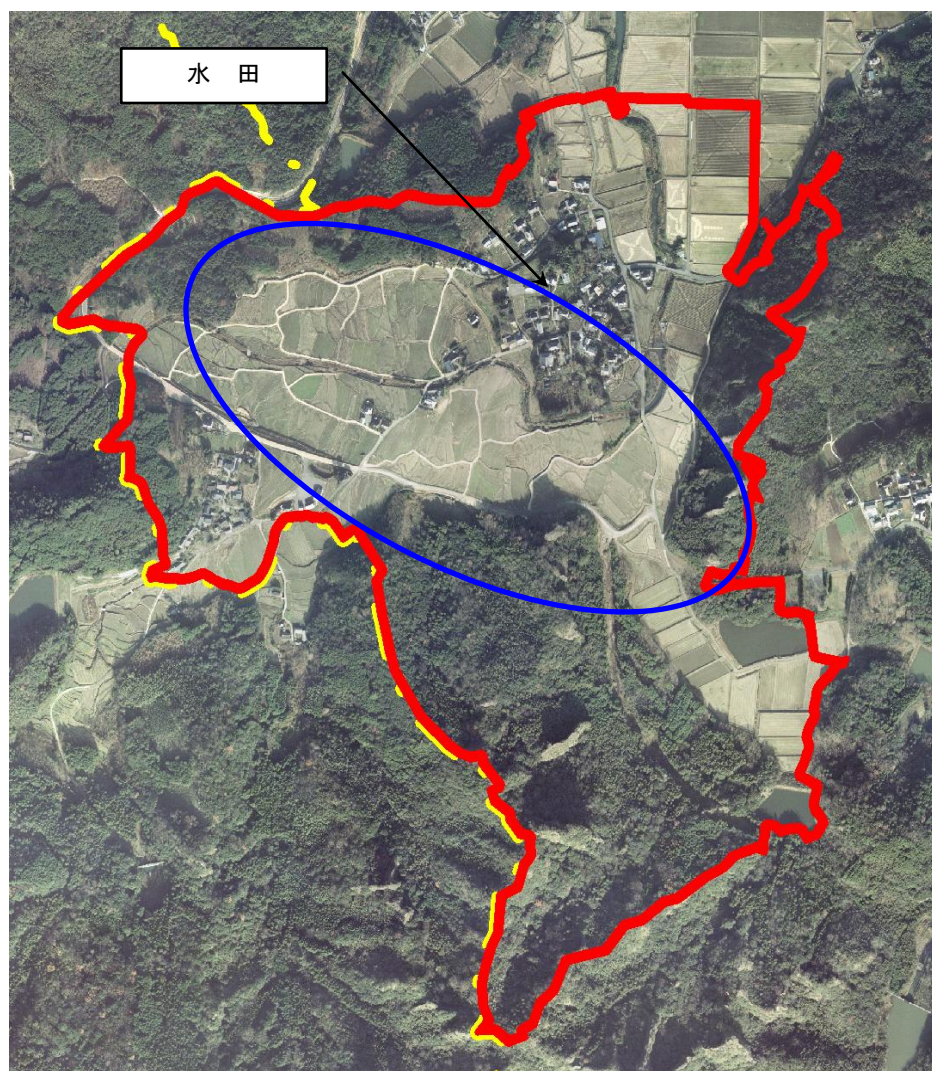
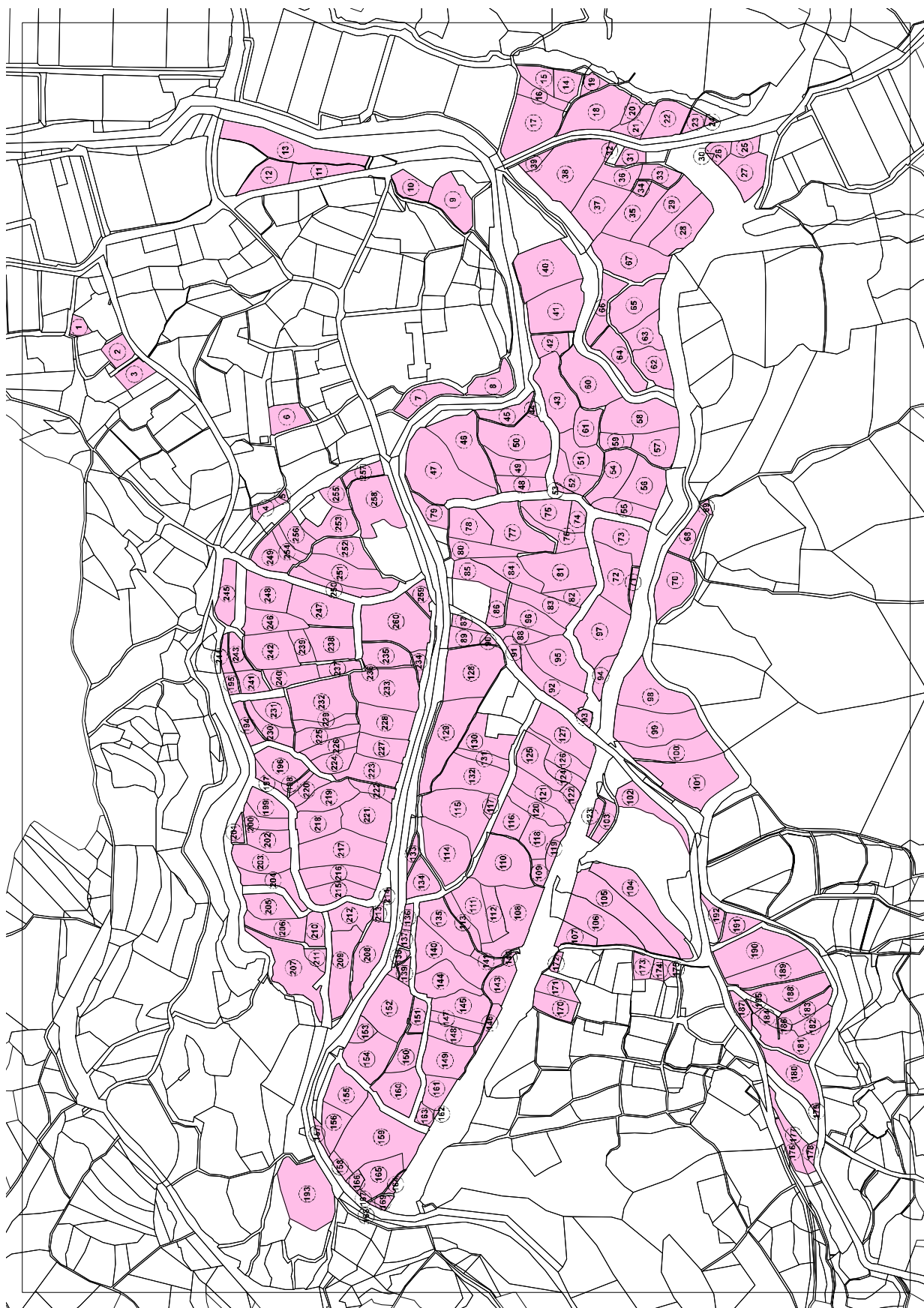


図 届出が必要な要素（水田）

第Ⅱ部 文化的景觀保存計画



第Ⅱ部 文化的景観保存計画

届出が必要な要素（水田）一覧（1/3）

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
1	2010	田染小崎	六郎園	190
2	2012	田染小崎	六郎園	337
3	2028	田染小崎	六郎園	400
4	2047-1	田染小崎	上ノ原	136
5	2049-1	田染小崎	上ノ原	43
6	2072-1	田染小崎	上ノ原	514
7	2088-1	田染小崎	上ノ原	527
8	2090-1	田染小崎	上ノ原	583
9	2112	田染小崎	上ノ原	909
10	2118-1	田染小崎	上ノ原	469
11	2137-1	田染小崎	上ノ原	552
12	2138-1	田染小崎	上ノ原	552
13	2141-1	田染小崎	上ノ原	1,497
14	2259-1	田染小崎	竹ノ下	401
15	2259-2	田染小崎	竹ノ下	396
16	2260-1	田染小崎	竹ノ下	365
17	2261-1	田染小崎	竹ノ下	1,461
18	2262-1	田染小崎	竹ノ下	1,274
19	2263-1	田染小崎	竹ノ下	57
20	2274-1	田染小崎	竹ノ下	204
21	2275-1	田染小崎	竹ノ下	392
22	2276-1	田染小崎	竹ノ下	718
23	2277-1	田染小崎	竹ノ下	198
24	2278-1	田染小崎	竹ノ下	36
25	2447-1	田染小崎	池ノ内	270
26	2448-1	田染小崎	池ノ内	245
27	2450-1	田染小崎	池ノ内	762
28	2454-1	田染小崎	池ノ内	890
29	2455-1	田染小崎	池ノ内	1,031
30	2456-1	田染小崎	池ノ内	14
31	2458-1	田染小崎	池ノ内	244
32	2458-3	田染小崎	池ノ内	61
33	2459-1	田染小崎	池ノ内	377
34	2459-2	田染小崎	池ノ内	105
35	2460	田染小崎	池ノ内	942
36	2461-1	田染小崎	池ノ内	420
37	2462-1	田染小崎	池ノ内	1,118
38	2464-1	田染小崎	池ノ内	1,967
39	2465-1	田染小崎	池ノ内	88
40	2471-1	田染小崎	下山	1,524
41	2473-1	田染小崎	下山	1,364
42	2475-1	田染小崎	下山	367
43	2478-1	田染小崎	下山	1,143
44	2479-1	田染小崎	下山	28
45	2480	田染小崎	下山	261
46	2484-1	田染小崎	下山	1,137
47	2485-1	田染小崎	下山	1,959
48	2486-1	田染小崎	下山	453
49	2487-1	田染小崎	下山	536
50	2488-1	田染小崎	下山	1,393

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
51	2489-1	田染小崎	下山	711
52	2490-1	田染小崎	下山	562
53	2491-1	田染小崎	下山	51
54	2492-1	田染小崎	下山	783
55	2493-1	田染小崎	下山	456
56	2494-1	田染小崎	下山	937
57	2496-1	田染小崎	下山	709
58	2498-1	田染小崎	下山	1,277
59	2499-1	田染小崎	下山	239
60	2500-1	田染小崎	下山	1,145
61	2500-2	田染小崎	下山	537
62	2501-1	田染小崎	下山	488
63	2504-1	田染小崎	下山	487
64	2504-3	田染小崎	下山	798
65	2505-1	田染小崎	下山	1,032
66	2506-1	田染小崎	下山	597
67	2508-1	田染小崎	下山	1,349
68	2529-1	田染小崎	下山	498
69	2529-5	田染小崎	下山	51
70	2551-1	田染小崎	下山	856
71	2552-1	田染小崎	下山	74
72	2553-1	田染小崎	下山	915
73	2554-1	田染小崎	下山	913
74	2555-1	田染小崎	下山	287
75	2556-1	田染小崎	下山	439
76	2557-1	田染小崎	下山	497
77	2558-1	田染小崎	下山	1,054
78	2559-1	田染小崎	下山	660
79	2560-1	田染小崎	下山	332
80	2563-1	田染小崎	下山	593
81	2564-1	田染小崎	下山	1,199
82	2565-1	田染小崎	下山	317
83	2566-1	田染小崎	下山	690
84	2567	田染小崎	下山	595
85	2568-1	田染小崎	下山	552
86	2571-2	田染小崎	下山	357
87	2572-1	田染小崎	下山	161
88	2573-1	田染小崎	下山	372
89	2573-2	田染小崎	下山	159
90	2573-3	田染小崎	下山	61
91	2574-1	田染小崎	下山	178
92	2575-1	田染小崎	下山	858
93	2576-1	田染小崎	下山	120
94	2577-1	田染小崎	下山	241
95	2578-1	田染小崎	下山	1,058
96	2579-1	田染小崎	下山	450
97	2580-1	田染小崎	下山	1,492
98	2582-1	田染小崎	下山	1,309
99	2585-1	田染小崎	下山	1,659
100	2586-1	田染小崎	下山	1,002

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

届出が必要な要素（水田）一覧（2/3）

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
101	2587-1	田染小崎	下山	1,618
102	2592-1	田染小崎	原	575
103	2595-1	田染小崎	原	240
104	2600-1	田染小崎	原	1,172
105	2601-1	田染小崎	原	1,389
106	2602-1	田染小崎	原	1,021
107	2603-1	田染小崎	原	355
108	2605-1	田染小崎	原	1,081
109	2607-1	田染小崎	原	148
110	2608-1	田染小崎	原	1,450
111	2609-1	田染小崎	原	783
112	2609-2	田染小崎	原	373
113	2610-1	田染小崎	原	279
114	2611-1	田染小崎	原	1,104
115	2612-1	田染小崎	原	1,366
116	2613-1	田染小崎	原	473
117	2613-2	田染小崎	原	127
118	2614-1	田染小崎	原	668
119	2615-1	田染小崎	原	168
120	2616-1	田染小崎	原	524
121	2617-1	田染小崎	原	658
122	2618-1	田染小崎	原	84
123	2618-3	田染小崎	原	168
124	2619-1	田染小崎	原	277
125	2620-1	田染小崎	原	733
126	2621-1	田染小崎	原	432
127	2622-1	田染小崎	原	1,101
128	2624-1	田染小崎	原	1,537
129	2627	田染小崎	原	1,398
130	2628-2	田染小崎	原	677
131	2629-1	田染小崎	原	262
132	2630-1	田染小崎	原	1,167
133	2634	田染小崎	原	122
134	2635-1	田染小崎	原	505
135	2636-1	田染小崎	原	870
136	2637-1	田染小崎	原	112
137	2638-1	田染小崎	原	110
138	2639-1	田染小崎	原	94
139	2640-1	田染小崎	原	138
140	2641-1	田染小崎	原	1,248
141	2642-1	田染小崎	原	144
142	2642-2	田染小崎	原	37
143	2645-1	田染小崎	原	181
144	2646-1	田染小崎	原	826
145	2647-1	田染小崎	原	727
146	2648-1	田染小崎	原	183
147	2649-1	田染小崎	原	238
148	2650-1	田染小崎	原	467
149	2651	田染小崎	原	895
150	2652-1	田染小崎	原	424

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
151	2652-2	田染小崎	原	291
152	2653-1	田染小崎	原	1,317
153	2654	田染小崎	原	241
154	2655-1	田染小崎	原	949
155	2657-1	田染小崎	原	24
156	2658-1	田染小崎	原	545
157	2659	田染小崎	原	95
158	2660	田染小崎	原	46
159	2661-1	田染小崎	原	2,108
160	2662-1	田染小崎	原	825
161	2663-1	田染小崎	原	443
162	2664-1	田染小崎	原	15
163	2665-1	田染小崎	原	189
164	2667-1	田染小崎	原	53
165	2668	田染小崎	原	575
166	2669	田染小崎	原	135
167	2670	田染小崎	原	42
168	2671-1	田染小崎	原	11
169	2672-1	田染小崎	原	39
170	2702-2	田染小崎	原	515
171	2703-1	田染小崎	原	400
172	2704	田染小崎	原	89
173	2711-1	田染小崎	原	210
174	2712	田染小崎	原	138
175	2713	田染小崎	原	128
176	2753-1	田染小崎	原	259
177	2754-1	田染小崎	原	284
178	2755	田染小崎	原	88
179	2757-1	田染小崎	原	6
180	2758-1	田染小崎	原	872
181	2759-1	田染小崎	原	836
182	2760-1	田染小崎	原	370
183	2761-1	田染小崎	原	444
184	2762-1	田染小崎	原	17
185	2762-2	田染小崎	原	66
186	2762-3	田染小崎	原	64
187	2763-1	田染小崎	原	232
188	2764-1	田染小崎	原	987
189	2765-1	田染小崎	原	1,043
190	2767-1	田染小崎	原	1,340
191	2771-1	田染小崎	原	345
192	2772-1	田染小崎	原	225
193	4876	田染小崎	赤迫	1,536
194	4997-1	田染小崎	赤迫	243
195	4997-3	田染小崎	赤迫	146
196	4998-1	田染小崎	赤迫	726
197	4999-1	田染小崎	赤迫	192
198	4999-3	田染小崎	赤迫	117
199	5000-1	田染小崎	赤迫	461
200	5001-1	田染小崎	赤迫	381

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

届出が必要な要素（水田）一覧（3/3）

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
201	5002-1	田染小崎	赤迫	146
202	5003-1	田染小崎	赤迫	481
203	5004-1	田染小崎	赤迫	686
204	5005-1	田染小崎	赤迫	575
205	5007	田染小崎	赤迫	538
206	5008-1	田染小崎	赤迫	671
207	5009-1	田染小崎	赤迫	819
208	5013-1	田染小崎	赤迫	592
209	5014-1	田染小崎	赤迫	1,125
210	5015-1	田染小崎	赤迫	377
211	5015-3	田染小崎	赤迫	215
212	5016-1	田染小崎	赤迫	591
213	5018-1	田染小崎	赤迫	15
214	5020-1	田染小崎	赤迫	56
215	5021-1	田染小崎	赤迫	644
216	5022-1	田染小崎	赤迫	729
217	5024-1	田染小崎	赤迫	1,514
218	5025-1	田染小崎	赤迫	728
219	5026-1	田染小崎	赤迫	706
220	5026-2	田染小崎	赤迫	261
221	5027-1	田染小崎	赤迫	1,089
222	5030-1	田染小崎	赤迫	282
223	5031-1	田染小崎	赤迫	656
224	5032-1	田染小崎	赤迫	391
225	5033-1	田染小崎	赤迫	430
226	5033-3	田染小崎	赤迫	423
227	5034-1	田染小崎	赤迫	644
228	5035-1	田染小崎	赤迫	839
229	5036-1	田染小崎	赤迫	252
230	5037-1	田染小崎	赤迫	484
231	5038-1	田染小崎	赤迫	454
232	5039-1	田染小崎	赤迫	1,458
233	5040-1	田染小崎	赤迫	1,420
234	5042-1	田染小崎	赤迫	97
235	5043-1	田染小崎	赤迫	648
236	5043-2	田染小崎	赤迫	55
237	5044-1	田染小崎	赤迫	304
238	5045-1	田染小崎	赤迫	725
239	5046-1	田染小崎	赤迫	341
240	5047-1	田染小崎	赤迫	466
241	5047-4	田染小崎	赤迫	350
242	5048-1	田染小崎	赤迫	1,009
243	5049-1	田染小崎	赤迫	284
244	5050-1	田染小崎	赤迫	172
245	5051-1	田染小崎	赤迫	545
246	5052-1	田染小崎	赤迫	656
247	5053-1	田染小崎	赤迫	1,160
248	5054-1	田染小崎	赤迫	858
249	5055-1	田染小崎	赤迫	522
250	5055-6	田染小崎	赤迫	499

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
251	5056-1	田染小崎	赤迫	1,080
252	5057-1	田染小崎	赤迫	648
253	5058-1	田染小崎	赤迫	243
254	5059-1	田染小崎	赤迫	252
255	5060-5	田染小崎	赤迫	342
256	5060-6	田染小崎	赤迫	454
257	5061-1	田染小崎	赤迫	151
258	5062-1	田染小崎	赤迫	1,354
259	5068-1	田染小崎	赤迫	143
260	5071-1	田染小崎	赤迫	1,742

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（道）の要件

集落の区割りを構成する道



集落の区割りを構成する道



図 元禄2年小崎村絵図の台藪の部分

道路線長	
路線番号	全長(m)
①	715
②	426
③	129
④	114
合計	1,384

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（用排水路）の要件

中世以来の良好な水田景観を支える水利システムとしての水路（マブを含む）

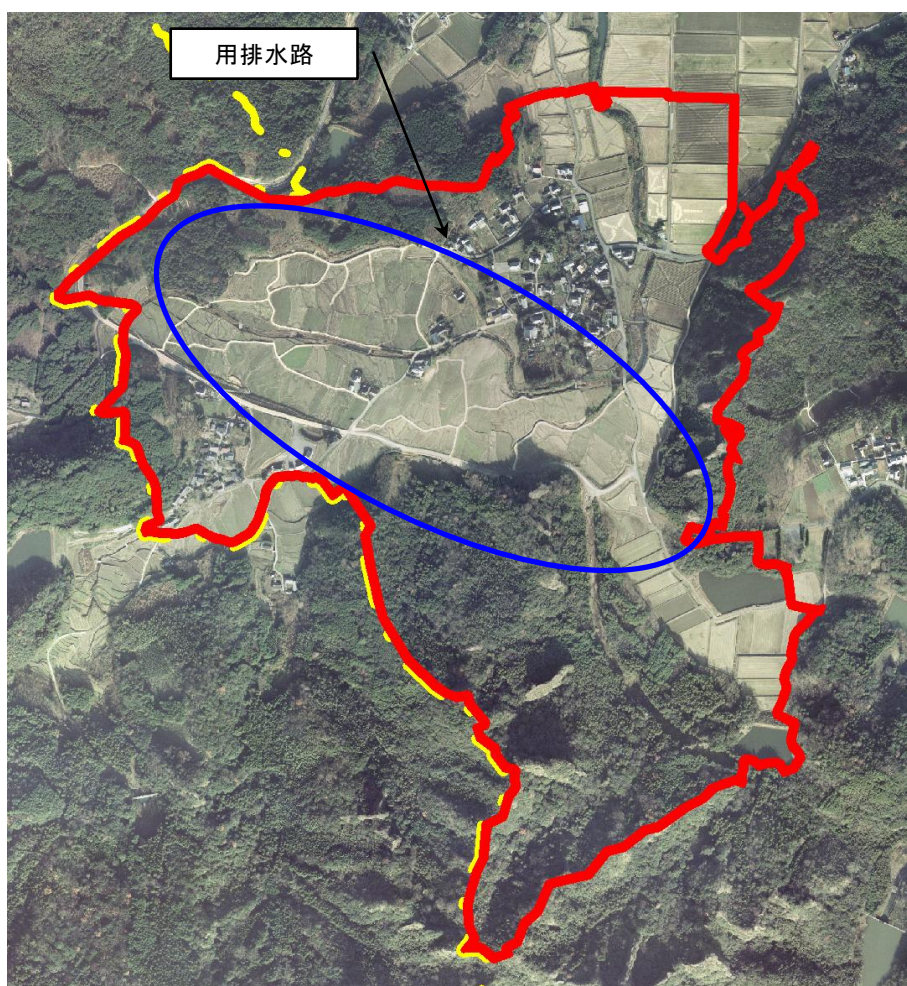


写真 用排を兼用する水路

第Ⅱ部 文化的景觀保存計画

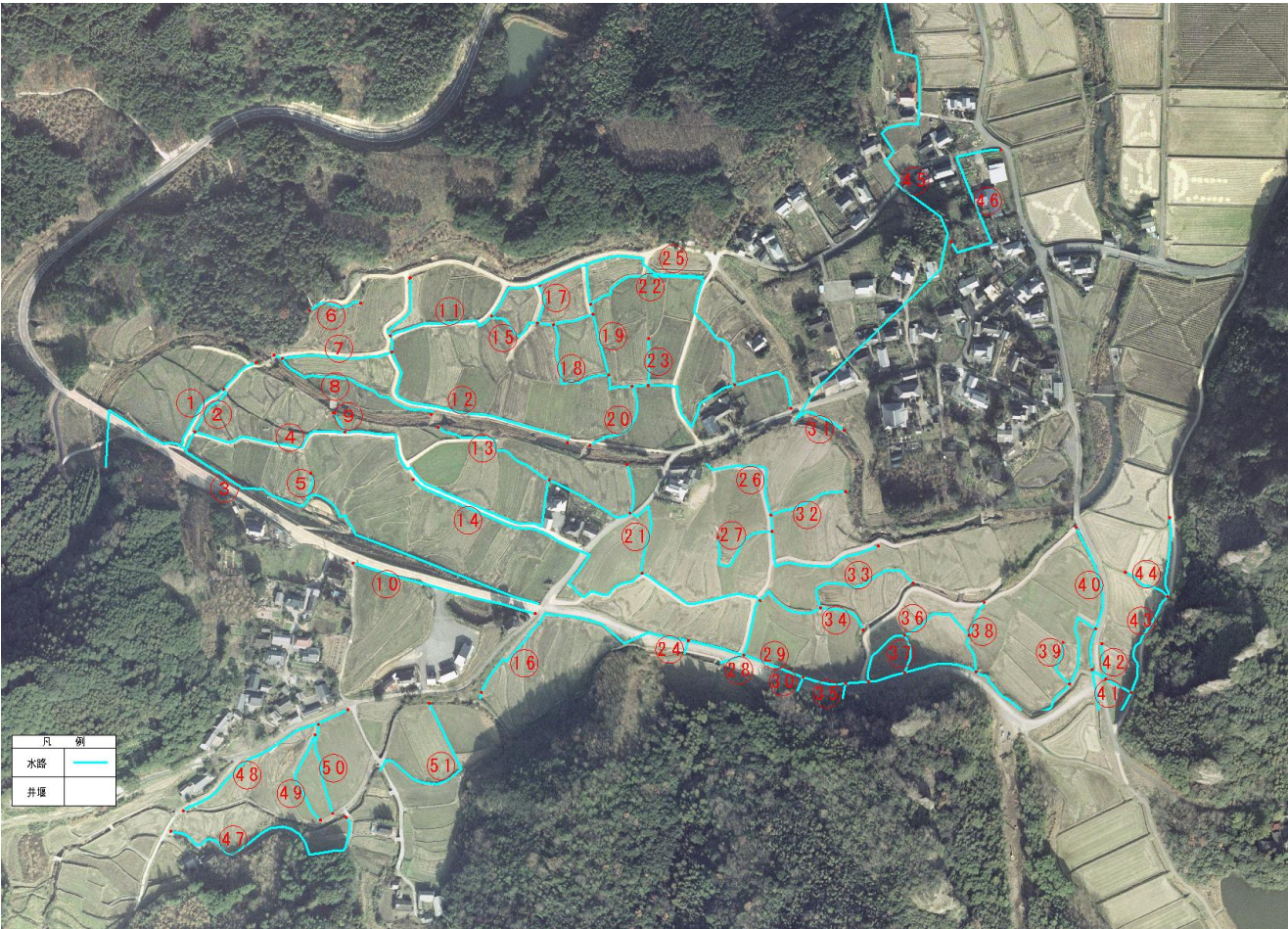


写真 水路位置

表 水路延長一覽

水路長					
水路番号	全長(m)	水路番号	全長(m)	水路番号	全長(m)
1	97	21	77	41	38
2	63	22	209	42	30
3	465	23	39	43	180
4	374	24	11	44	42
5	23	25	175	45	511
6	46	26	225	46	154
7	93	27	81	47	204
8	150	28	21	48	164
9	18	29	487	49	82
10	158	30	12	50	77
11	120	31	43	51	144
12	262	32	67	合計	7,037
13	228	33	108		
14	376	34	153		
15	100	35	12		
16	167	36	123		
17	33	37	33		
18	92	38	63		
19	325	39	41		
20	74	40	167		

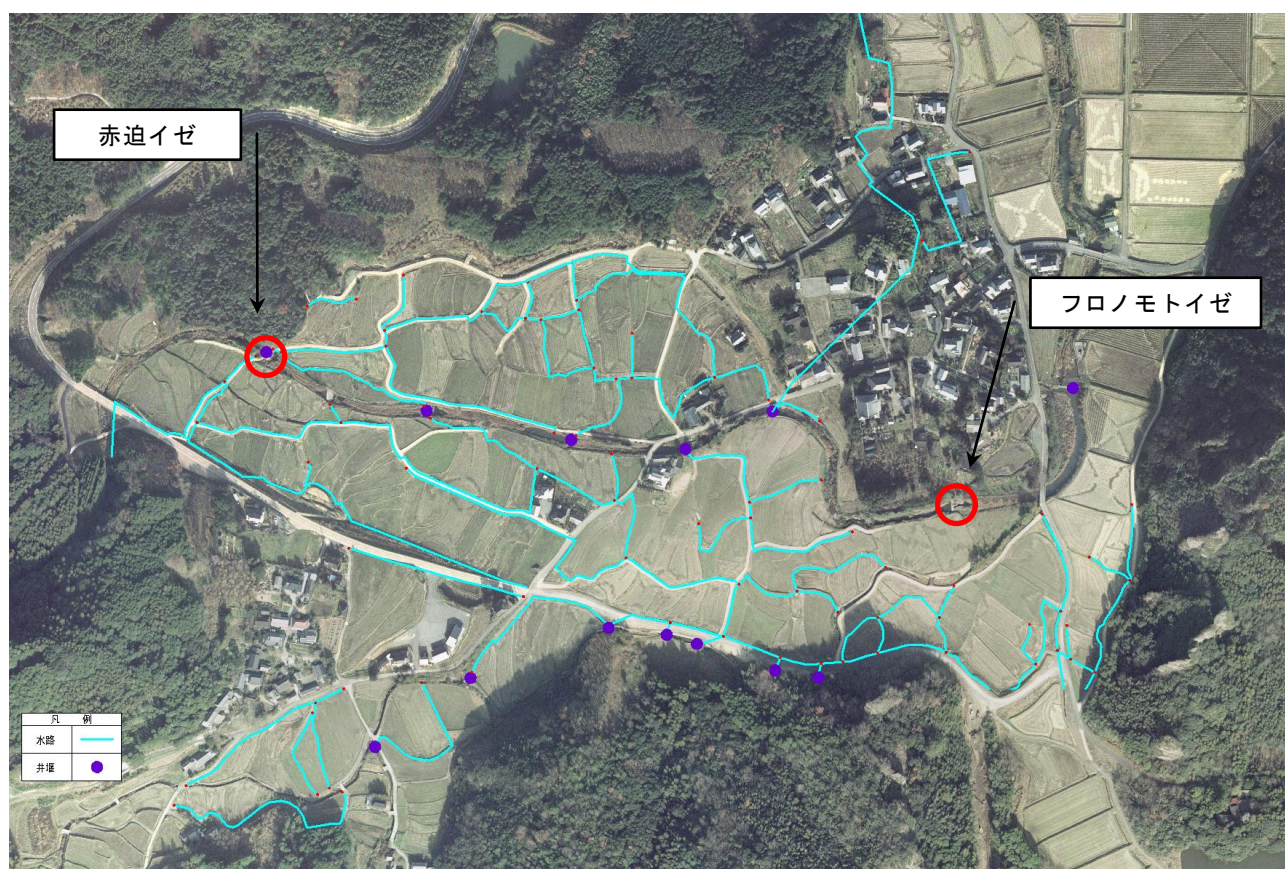
第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（堰）の要件

中世からの位置が、文献で推定できる堰及び農村景観を形成する重要なもの

【届出が必要な要素】

- 赤迫イゼ
- フロノモトイゼ



赤迫イゼ



フロノモトイゼ

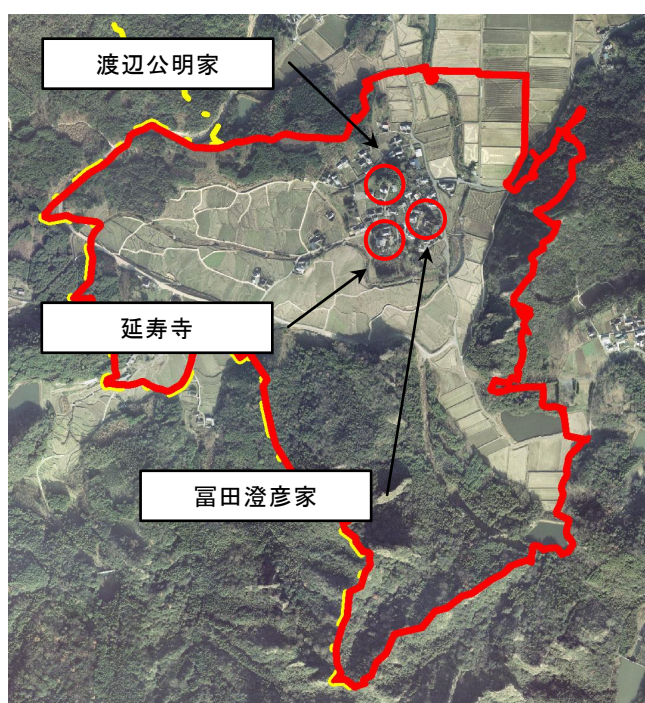
第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（土塁）の要件

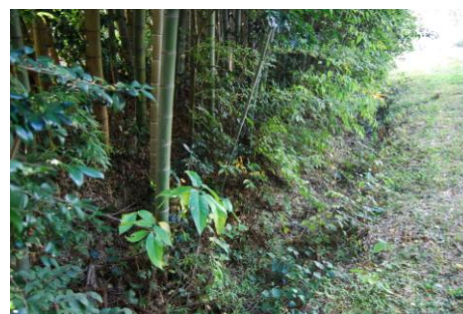
中世以来の屋敷区画の痕跡としての土塁状遺構

【届出が必要な要素】

- 延寿寺の土塁 5ヶ所
- 渡辺公明家の土塁
- 富田澄彦家の土塁



延寿寺の土塁状遺構



渡辺公明家北の土塁状遺構



富田澄彦家土塁

第Ⅱ部 文化的景觀保存計画



図 台蘭集落土塁状遺構位置図

表 土塁一覧表

番号	所在	長さ	幅	高さ
①	延寿寺北東	15.8m	2.5m	1.27m
②	延寿寺北	27m	4m	1.7m
③	延寿寺西	18.6m	3m	0.3m
④	延寿寺南東	17.5m	3m	0.3m
⑤	延寿寺南	31.5m	4.5m	0.84m
⑥	富田澄彦家北	17m	2m	0.9m
⑦	渡辺公明家北	31m	2.8m	1.7m

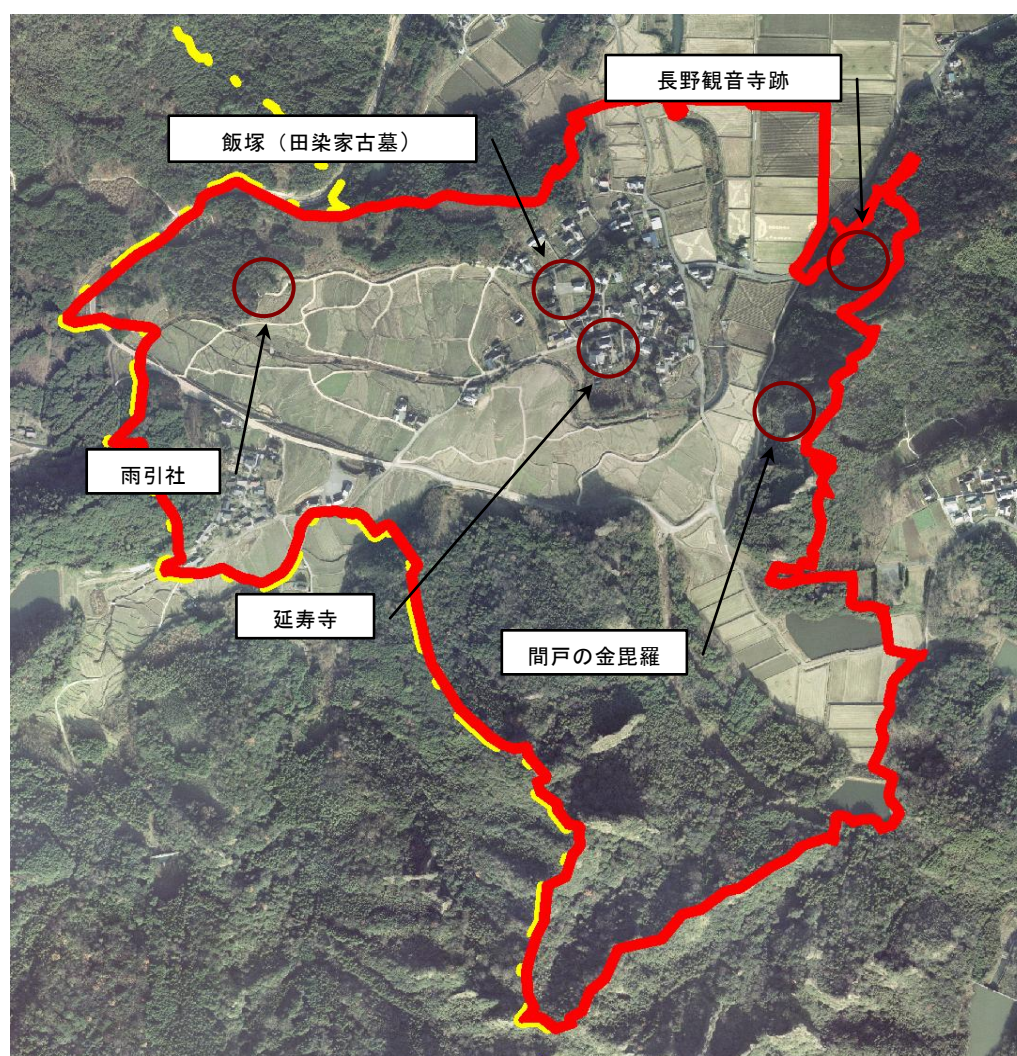
第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（社寺、社寺跡、墓地等）の要件

中世以来の村落景観の遺構として重要なもの
（各遺構に付随する石造物等）

【届出が必要な要素】

- 長野観音寺跡
- 雨引社（鳥居）
- 延寿寺（石殿・石造物群）
- 間戸の金比羅
- 飯塚・田染家古墓（石造物群）



第Ⅱ部 文化的景観保存計画



長野観音寺跡



雨引社（鳥居）



延寿寺石造物群



延寿寺石殿



間戸の金毘羅



飯塚（田染家古墓）

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

◆届出が必要な要素（岩屋）の要件

中世以来の間戸岩屋を構成する岩屋の中で現在も信仰の対象となっている岩屋等
(各岩屋に付随する石仏・木造仏を含む)

【届出が必要な要素】

- 朝日岩屋
- 夕日岩屋



朝日岩屋



夕日岩屋

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第2節 景観を構成する要素の整備・活用

整備に関しては、現状の景観保全並びにその活用を推進するために、文化的価値や景観に配慮しつつ必要最小限の整備を行なうことを基本とする。また、活用に関しては、来訪者が文化的景観を肌で感じ、その資産の重要性を認識させられるよう活用することを基本とする。

1 整備に関する基本的考え方

本地域の農業生産にかかる施設の整備は2001年から実施された「田園空間整備事業」によりほぼ実施されているが、今後施設整備が必要となった場合は以下の基本的考え方で整備を行なう。

- ・重要な景観構成要素は、基本的に現状維持（保全）することを基本とし、整備を必要とする場合は、文化的景観の価値を守り伝えることに配慮して整備を行なう。
- ・既存の植生や生態系に配慮した整備を行なう。
- ・交流に必要な施設の整備を行なう場合には、文化的景観の土地利用に影響を与えないように配慮し、適切な位置、規模となるようにする。

2 活用に関する基本的考え方

本地域は、すでに文化的景観を活用して「お田植え祭」、「収穫祭」など、地域外住民が参加する活動が地元住民を中心に実施されている。今後、更に地域の発展を目指し活動を展開するものとするが、その際は以下の考え方を基本として文化的景観を活用する活動を行なう。

- ・地域の活性化に資する活用となるよう配慮する。
- ・地域の歴史的価値が来訪者に理解してもらえるよう学術的な資料等を提示し来訪者が興味を持つよう資源の活用を図る。
- ・来訪者の歴史や自然、農業の学習の場として活用する。
- ・地域内外の住民の交流の場として活用する。

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第5章 運営及び体制整備

「田染荘小崎景観計画」では、「中世のムラ」づくりの推進にあたり地域住民を主体として、行政、専門家、ボランティア・NPO 団体等地区外住民と連携した具体的な景観形成活動を行なうものとしている。また、基本方針や景観形成基準に関する行政的な判断・審議を行なう諮問機関としての景観審議会の設置も自主条例で位置づけることとしている。文化的景観の保存管理・整備活用に必要な体制は、景観計画に示された内容のものと、地域住民を主体とした活動団体の組織化を図った上で、技術的支援、・人的支援・財政支援に対する輪を広げ、運営体制を確立していくことを目指す。

第1節 保存管理体制

豊後高田市では、文化的景観の保存管理体制として、地域の運営主体と連携したり、NPO 活動団体等を育成、支援しつつ下記の項目に対する検討を進めることとする。

- ・住民と行政連携
- ・多大な労力を要する営農や農業施設の維持管理作業に対する支援
- ・山林や農地など所有者による維持管理が困難な場合の人的支援
- ・集落営農組織の結成や組織による営農の継続
- ・I ターン、U ターン、定年帰農者等の募集により、地区の農林業の振興に関する方法等

第2節 活用体制

今後の増加することが予想される来訪者に対し、現地案内ガイドの育成が必要である。

現地ガイドについては、地区住民を中心として育成をはかるものとするが、併せて、既存の活動組織の協力・交流を図りながらボランティアガイドの育成と支援等へも取り組む。

- ・ボランティアガイド等による資源の活用
- ・観光等他産業との連携による活用
- ・来訪者の文化的景観保全の必要性への理解の促進のための活用
- ・グリーンツーリズム等への活用
- ・情報発信による地域PRへの活用

